

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人天理	天理市別所町七 一五番地三	なごみ	天理市別所町 七一五番地三	児童発達支 援	平成二十 六年十月 一日
特定非営利 活動法人ザ ・ホープフ ル	大阪市生野区巽 西一丁目二番三 号	のんたん	奈良市二条町 二丁目二一八	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年十月 一日
株式会社松 栄会	大和郡山市高田 町七六一一サ ンプラザ郡山五 〇七	えがお郡山 本店	大和郡山市稗 田町三二六一 一	放課後等デ イサービス	平成二十 六年十月 一日